

## 第1回新宿区自転車等駐輪対策協議会の意見と対応表

資料2

	意見区分	内容	対応(案)
1	目的調査について	目的地調査の内容について、設問のつながりがおかしいと思われる箇所がある。(佐藤委員)	説明資料の誤りであり、実際の調査では、つながるよう作成しています。
2	目的調査について	目的地調査について、設問が多い。高齢者がQRコードを読み取るのは難しいのではないか。インセンティブはないのか。区内の自転車販売業など連携はとれないのか。広報新宿に掲載するなどし、サンプル数を増やすことができないのか。(長谷川委員)	<p>回答者の属性に関する設問を絞り、設問は最小限にしていると考えています。</p> <p>誰でも回答できる方法としては紙でのアンケートが考えられますが、配布する紙面を考えると設問数が絞られすぎることや回収が難しいなどの懸念があったことから、昨今のスマートフォンの普及状況を鑑み、QRコードの読み取りを基本とし、インターネット上から回答する方法としました。</p> <p>また、サンプル数を増やす工夫として、インセンティブを準備しました。</p> <p>なお、今回の目的地調査では、実際の自転車利用者に対する設問としているため、自転車販売業や広報新宿への掲載は行いませんでしたが、今後、調査する機会があり、調査の内容や方法によって、自転車販売業者への相談や広報新宿の掲載も検討します。</p>
3	実態調査について	利用実態調査について、電動キックボードは調査対象となっているが、電動ではないキックボードは対象としないのか。(佐藤委員)	電動キックボードは道路交通法の原付の区分ですが、電動ではないキックボードは法律上は区分がなく玩具の扱いであり、区条例でも対象としていないため、本検討でも対象とはしません。
4	実態調査について	調査エリアの6エリアは、現状放置自転車が多いエリアということでしょうか。(長谷川委員)	ご指摘のとおりです。令和5年度の東京都放置台数調査結果では、6エリアで新宿区内の約7割の台数を占めます。
5	実態調査について	路上の放置自転車の撤去に関する定量的なデータはないのか。撤去された自転車を取りに来られた方に、駐輪場を使わなかった理由などをヒアリングできるとよいのではないのか。(長谷川委員)	<p>過年度の撤去台数のデータがあり、直近の令和5年度の放置禁止区域内の自転車の撤去台数は約18,700台です。</p> <p>自転車の返還に来られた方の多くが、機嫌を損ねた状態で来られることが多く、ヒアリング等がトラブルにつながることを懸念されるため難しいです。なお、今回の目的調査の設問に、どこに駐輪したかに関わらず、「その場所に駐輪した理由」を入れており、その結果が参考にできると考えています。</p>
6	調査全般について	集合住宅などの駅ではないエリアでの駐輪問題が課題として挙げられていたので、調査するのか。(鈴木副会長)	過年度に区が集合住宅前で放置自転車が多いと認識しているエリアがあり、今回の調査でも、一部ですが放置禁止区域の外側の住宅エリアの調査を実施しています。

# 第1回新宿区自転車等駐輪対策協議会の意見と対応表

資料2

	意見区分	内容	対応(案)
7	調査全般について	許可が得られた箇所について調査するとの説明だったが、誰でも利用できるはずの附置義務駐輪場なのに、立ち入るのに許可がいるのか。実態として過去に断られたことがあるのか。 (鈴木副会長)	条例上、立ち入ることは可能ですが、私有地内であることから、事前に了解を得てから調査を行います。なお、過去に同様の附置義務駐輪場の調査を実施した際にも、調査を断られたケースがあります。
8	調査全般について	附置義務駐輪場内の調査について、現地に入れなくても、聞き取りレベルも概況を把握することは併せてやっていくとよいと思う。 (遠藤会長)	今回の実態調査計画を作成するにあたり、事前に委託業者により、現地概況確認を実施しました。
9	調査全般について	用途の追加を検討するに当たっては、商業系の地域以外のところの実態を何らかの概況を掴んでいく必要があると思う。どういった情報をもとに進めるのか、整理が必要と思う。 (遠藤会長)	過年度に区が集合住宅前で放置自転車が多いと認識しているエリアがあり、今回の調査でも、一部ですが放置禁止区域の外側の住宅エリアの調査を実施するため、その結果などから整理を進めます。
10	制度の見直しの内容について	制度が変わった時に、既存の施設への対応については、今時点で考えていることがあるのか。(八山委員)	既存施設への対応については、並行して検討します。
11	制度の見直しの内容について	放置駐輪の人たちが実際に駐輪場になったときに利用してくれる範囲というのは、どの程度の距離感で考えているのか。 (鈴木副会長)	平成30年に隔地距離の見直しを行った際には、当時のアンケートの結果から、250m程度であれば、歩いて利用される距離として設定しています。今回の目的地調査でも、駐輪場所から目的地までの距離を聞き取っており、結果については集計中です。
12	制度の見直しの内容について	条例は区内一律の基準となっているが、地域によって状況が異なるので、検討してもらいたい。(竹之内オブザーバー)	ご意見伺いました。 地域特性にあわせた新たな制度の導入を検討していきます。
13	制度の見直しの内容について	地域の特性に合わせた制度の導入について、検討の道筋とどういった調査が必要なのか、検討が必要。(遠藤会長)	まずは、地域のまちづくりの状況について整理します。
14	制度の見直しのスケジュールについて	今年度は3月までに制度の見直し案を策定していくというスケジュールが説明されたが、その先、実際に附置義務制度が見直されるスケジュールはいつ頃を想定しているのか。(八山委員)	今年度、見直し案が策定された場合には、来年度、パブリックコメントを実施し、制度改正の手続きに着手することを考えています。
15	協議会のテーマについて	駐輪場の附置義務制度は、自転車利用者からも使いにくく、設置を義務付けられている事業者からも誰も利用してくれないのにと、思っていたので、テーマとして制度の見直しに切り込んでいただけのありがたい。 課題、見直しの方向性、今後の検討の流れに関しては、具体的に附置義務制度の見直しの問題点が洗い出されていると感じた。 (杉山委員)	ご意見をふまえ、引き続き検討に取り組んでいきます。